

19静総企企第571号

由 ま 第 6 号

平成19年7月9日

静岡県知事 石 川 嘉 延 様

静岡市長 小 嶋 善 吉

由比町長 望 月 俊 明

静岡市・由比町合併協議会の設置について（届出）

静岡市と由比町との合併に関する協議等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、下記の書類を添えて届け出いたします。

記

- 1 協議会の設置を必要とした理由
- 2 協議会の設置の経緯及び概要
- 3 静岡市・由比町合併協議会規約の写し

1 協議会の設置を必要とした理由

静岡市と由比町とは、住民の日常生活圏、経済圏を一にしており、静岡市を中核とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成している。しかし、静岡市と旧蒲原町の合併後は、静岡市域を由比町が分断する不自然な地理的条件にある。

一方、現在の地方自治体を取り巻く環境は、大きな変動の時期を迎えており、ますますその厳しさを増してきている。

これらの状況を踏まえ、静岡市と由比町は、公の場で両市町の合併に関する協議をする必要があるとの認識に至り、静岡市・由比町合併協議会を設置することとしたものである。

2 協議会の設置の経緯及び概要

平成18年3月22日、静岡県より「静岡県市町村合併推進構想」が公表され、静岡地区については、由比町の財政運営の見通しが厳しい状況にあることや、生活圏の一体性が強いことなどから、静岡市と由比町の1市1町の組合せを構想の対象として示されたところである。

平成19年5月29日、由比町民から由比町議会に対し、静岡市と由比町の合併実現に関する請願書が提出され、6月5日、由比町議会において、賛成8、反対2の賛成多数で採択されるとともに、由比町長が請願に対する所信として静岡市との合併実現を目標とすることを表明した。また、同日、多数の由比町議会議員が、由比町長所信に対し賛同し、不退転の覚悟で静岡市との合併実現に取り組むことを約束した署名が行われた。

平成19年6月8日には、由比町長及び由比町議会議長の連名により、合併の申し入れが静岡市長になされた。

そして、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会の設置協議について、由比町は平成19年6月29日に、静岡市は7月5日にそれぞれの議会において議案が可決された。

これにより、静岡市と由比町は、協議により規約を定め、平成19年7月9日に、静岡市・由比町合併協議会を設置した。

静岡市・由比町合併協議会は、会長及び委員で組織され、静岡市と由比町との合併に係る協議、市町村の合併の特例等に関する法律第6条の規定による合併市町村基本計画の作成、これらのほか両市町の合併に関し必要な事項について協議するものである。